

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

主人からの離婚届に 納得できません…

60歳女性。離婚の相談に上がりました。
5つ年上の主人と結婚して40年近くになります。娘が2人出て世間的にはそれなりの生活でした。ところが、私たちの間にはほとんど会話らしい会話がなく、私は主人の友達を1人も知らないし、主人の給料・通帳なども何も知らないままでやってきました。今思えば奇妙な結婚生活だったと思います。
だから今頃になって主人が家を出ていき、署名済みの離婚届を送ってきたこと自体に異論はないのです。ただこの離婚届には私の知らない人が証人として2人名前を書いているうえ、私

が離婚後元の戸籍に戻るなどの指示も勝手になされていて納得がいけないことに加え、年金分割や財産分与の話合いも出ていないので、このまま署名し出すわけにもいきません。
主人名義の財産としては、結婚後買った土地の上に建物があり、子供らが結婚して出て行ってからは夫婦で住んでいました。ローンはもうずっと前に終わり、借金はなしだと思いますが、分

かりません。預貯金についても、申し上げたように分かりません。
主人は離婚するならこの家はお前にやると言っていました。私は家が何があっても欲しいわけではありません。近くに実家があり、高齢の母が1人住まいなので一緒に住めますから。ただ年金は欲しいと思っています。私はずっと配偶者控除程度のアルバイトしかしておらずそれほど貯金もありません。

しっかり話し合いをして、公正証書に残しておくこと。 また、包括的に離婚調停を起こすのも一案です。

まずは離婚届ですが、そこにある証人というのは例えば行きずりの人でもよく、その点は問題ないのですが、戸籍の点など不服があればその旨ちゃんと主人に言って、きちんと納得のいくものを作って出せばよいのです。急ぐ話でもありませんし。さて年金分割は離婚と同時に勝手に入ってくるわけではなく、まずは年金事務所にて年金分割の情報を求めることからしないとイケません。それをどの程度に分けるのか、例えば5割かれるのか、あるいは4割しかくれないのか。話し合いが出来ればその結果を公証役場に行つて公正証書に残しておきましょう。
財産分与についても同じで、くれるのであればその旨同じように公正証書にしておかないといけません。あとで気が変わったとか、そんなことは言つてないと言われたら、名義はご主人のものなので、難しくなりますから。
もちろん離婚だけ成立させたとしても、後に年金分割・財産分与だけを求めて家庭裁判所に

調停を起こすこともできるので、す。ただその場合、時効期間が2年と短いので、ご注意ください。
あるいは離婚そのものに同意はしているのだとしても、一挙に解決するために、今この時点で包括的に離婚調停を起こすのも一案です。互いに離婚自体を同意し、親権者の必要な子供さんもないのですから、それほど時間もかからずに調停が成立

すると思います。
調停の場合には年金分割は一律、5割となります。また、ご主人に対し、預貯金や他の財産も開示するよう求めてくれるのでよいかもしれません。
調停調書・公正証書には強制執行力があり、相手が履行してくれない時にはそれに従って履行してもらえぬのが強みです。うまくいくよう祈っています。